

## 三宅町個人情報保護条例

### (目的)

第1条 この条例は、町の執行機関が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、執行機関に対して個人情報に関する開示、訂正等を求める権利を保障することにより、行政の適正な執行を確保し、基本的人権の理念に基づき個人情報の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 執行機関 町長、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会及び委員並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。

(2) 執行機関の職員 町の職員、委員及び委員会の職員、議会の職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第3条第3項に定める特別職をいう。

(3) 個人情報 執行機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録され、当該執行機関の職員が組織的に用いるものとして、当該執行機関が管理しているもののうち、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。)で特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(4) 町民 町内に住所を有する者又は町内に住所を有しないが、執行機関に個人情報を収集されている者をいう。

(5) 電子計算組織 電子計算機並びに周辺装置、端末装置及び電子計算機関連機器を用いて事務を自動的に処理する組織をいう。

### (執行機関の責務)

第3条 執行機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 執行機関の職員は、職務上知り得た個人情報に係る秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 執行機関の職員は、職務上知り得た個人情報については、秘密に該当しないものであっても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする

### (町民の責務)

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識すると共に、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない

2 町民は、自己に係る個人情報を執行機関に提供する場合は、正確な情報を提供するように努めなければならない。

(収集禁止事項)

第5条 執行機関は、次に掲げる個人情報の収集を行ってはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき又は三宅町個人情報保護審査会(第25条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 人種及び民族に関する情報
- (2) 思想、信条、宗教及び犯罪に関する情報
- (3) 法令に定めのあるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのある情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町民の基本的な人権を侵すおそれのある情報

(収集方法の制限)

第6条 執行機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取扱う事務の目的を具体的に明らかにし、その目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 執行機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 争訟、指導、相談、選考、評価等の事務で、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。
- (6) 国又は他の地方公共団体から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
- (7) 他の執行機関から次条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取扱う事務の目的を達成するため相当の理由があると執行機関が認めるとき。

3 法令等の規定により、本人又はその代理人が申請その他これらに類する行為を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第7条 執行機関は、個人情報の取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を利用すること又は執行機関以外のものに個人情報を提供すること(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 執行機関内で利用する場合、又は他の執行機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他の相当な理由があると執行機関が認めるとき。

2 執行機関は、執行機関以外のものに個人情報を提供する場合には、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的、使用方法その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(個人情報の業務の登録)

第8条 執行機関は、個人情報を取扱う業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届け出ることにより登録しなければならない。

- (1) 個人情報業務の名称
- (2) 個人情報業務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱の目的
- (4) 個人情報の記録内容
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に定めるもののほか、執行機関が定める事項

2 執行機関は、登録した業務を変更しようとするときは、あらかじめ変更登録をしなければならない。

3 執行機関は、緊急かつやむを得ないときは、業務が開始され、又は登録した事項が変更されたとき以後に前2項の登録をすることができる。

4 執行機関は、登録した業務を廃止したときは、遅滞なく当該業務に係る登録を抹消しなければならない。

5 執行機関は、前各項の登録又は抹消をしたときは、速やかに審査会に報告するとともに、その内容を一般の閲覧に供さなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 執行機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合には、執行機関以外の電子計算組織と通信回線その他の方法による結合をしてはならない。ただし、審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと執行機関が認めるときは、この限りでない。

(不適正な利用に対する措置)

第10条 執行機関は、電子計算組織の結合により提供した個人情報の保護が適正に講じられず、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、電子計算組織の結合の相手先及び当該電子計算組織の結合の相手先から個人情報の提供を受けたものに対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

2 執行機関は、前項の規定による報告又は調査により、電子計算組織の結合により提供した個人情報保護が適正に講じられず、個人の権利利益を侵害して

いると認めるときは、審査会の意見を聴いて個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

3 執行機関は、電子計算組織の結合により提供した個人情報の保護が適正に講じられず、個人の権利利益が侵害される明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審査会に報告するものとする。

#### (適正な維持管理)

第11条 執行機関は、個人情報の収集、保管及び利用を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものに保つようにすること。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。

2 執行機関は、保有する必要のなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについてはこの限りではない。

#### (事務の委託)

第12条 執行機関は、個人情報を処理する事務を外部に委託しようとするときは、当該事務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対して、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託者若しくは受託者であった者又はその管理下で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (個人情報保護管理者)

第13条 執行機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。

#### (開示の請求)

第14条 町民は、執行機関に対して、当該執行機関が現に保有している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求すること(以下「開示請求」という。)ができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、執行機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報(以下「非開示情報」という。)については、開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めにより開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定、指導、相談、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(3) 調査、交渉、照会、争訟等に関する情報であって、本人に開示することにより、執行機関の公正かつ適正な行政執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(4) 開示請求に係る個人情報に含まれる本人以外の個人に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの

(部分開示等)

第15条 執行機関は、開示の請求に係る自己情報に非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損わない程度に分離することができるときは、非開示情報のいずれかに該当する部分を除いて、当該自己情報を開示しなければならない。

2 執行機関は、非開示情報のいずれかに該当する部分が記録されている自己情報であっても、期間の経過により、当該部分が非開示情報のいずれにも該当しなくなったときは、当該部分も含めて開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、執行機関は当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正、削除及び中止の請求)

第17条 町民は、執行機関が現に保有している自己情報について、事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該執行機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 町民は、執行機関が第5条の規定による制限を超え、又は第6条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報を収集したと認めるときは、当該執行機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

3 町民は、執行機関が第7条第1項又は第2項の規定によらないで自己情報を目的外利用等をしていると認めるときは、当該執行機関に対し、当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

4 第14条第2項の規定は、前3項の規定による請求について準用する。

(開示、訂正等の請求手続)

第18条 個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「開示、訂正等」という。)を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、当該個人情報を保有している執行機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 開示等の請求に係る個人情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、執行機関が定める事項

2 請求者は、前項の規定による書面の提出に当たり、執行機関に対し、あらかじめ開示、訂正等を請求する個人情報に係る本人又は法定代理人であること

を証明するために必要な資料で執行機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(口頭による開示請求)

第19条 執行機関があらかじめ定めた個人情報については、前条の規定にかかわらず、口頭により開示の請求を行うことができる。

2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、執行機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として執行機関が定めるものを提示しなければならない。

3 執行機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、前条及び次条の規定にかかわらず、執行機関が別に定める方法により直ちに開示するものとする。

(開示、訂正等の請求に対する決定等)

第20条 執行機関は、第18条第1項の規定による開示、訂正等の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して開示の請求にあつては15日以内、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては30日以内に、当該請求に対する開示、訂正等の可否の決定を行い、速やかに請求者に対し当該決定の内容を通知しなければならない。

2 執行機関は、やむを得ない事由により、前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、執行機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

3 執行機関は、開示、訂正等の請求に係る自己情報の全部又は一部の開示、訂正等をしないことと決定したときは、その理由をあわせて通知しなければならない。この場合において、当該自己情報が期間の経過により開示でき、かつ、その時期を明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

(開示、訂正等の実施及び方法)

第21条 執行機関は、前条第1項の規定により自己情報を開示することを決定したときは、速やかに請求者に対し当該自己情報を開示しなければならない。

2 自己情報の開示は、当該自己情報を閲覧に供し、又はその写しを交付する方法により行うものとする。

3 執行機関は、開示請求に係る自己情報を閲覧させることにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示することができる。

4 執行機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該行為を行わなければならない。

(出資法人等が取扱う個人情報の保護)

第 22 条 町が出資又は継続的な財政的援助を行う法人で執行機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その取扱う個人情報の保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 執行機関は、出資法人等が取扱う個人情報の保護のため必要な措置を講ずるものとする。

(費用負担)

第 23 条 この条例の規定による自己情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による自己情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(不服申立て等)

第 24 条 この条例による自己情報の開示、訂正等の請求に対する処分不服のある者は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定による不服申立てをすることができる。

2 執行機関は、前項の不服申立てがあった場合には、当該不服申立てを不合法であることを理由として却下するとき及び自己情報の開示、訂正等を行わないとする決定を取り消すときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(個人情報保護審査会)

第 25 条 この条例による個人情報保護制度の重要事項及び不服申立てについて、執行機関の諮問に応じて審議及び審査するため三宅町個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、町長が委嘱する 5 名以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 審査会は、第 1 項に規定する審査等を行うために必要があると認めるときは、不服申立人、関係執行機関の職員、利害関係者その他の関係者の出頭を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(国等との協力)

第 26 条 町は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体等(以下「国等」という。)に協力を求め、又は国等の協力の求めに応ずるものとする。

(実施状況の公表)

第27条 町長は、毎年度この条例による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。ただし、年度内に開示請求が全くなかった場合には、これを省くことができる。

(罰則)

第28条 第25条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

(他の法令等との調整)

第29条 この条例は、他の法令その他の定めにより、個人情報の開示等の請求ができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、執行機関が管理する施設において、一般に公開されている図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に執行機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

3 第25条の規定の施行により、最初に委嘱される審査会の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。